

特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準

基準	判 断	現 状	留意事項
1 直近の決算書において、次期繰越活動増減差額がマイナスになっていないこと。	適・否	・3 か年の次期繰越活動増減差額 令和4年度 円 令和5年度 円 令和6年度 円	・過去3期連続して次期繰越活動増減差額がマイナスになっていないことが望ましい。
2 原則として過去3期（年単位）連続してサービス活動増減差額が黒字であること。ただし、一時的な理由による赤字の場合は、この限りではない。なお、過去3期連続してサービス活動増減差額が赤字である場合は認められない（看取り対応改修及び共生型改修を除く）。	適・否	・3 か年のサービス活動増減差額 令和4年度 円 令和5年度 円 令和6年度 円	・特別損失等の一時的な理由である場合は、その原因と黒字への転換計画（原則、事業完了時までに黒字転換が必要）について提出すること。
3 抵当権又は根抵当権が設定されていないこと。設定されている場合には、原則として専門家検討委員会前まで、遅くとも内示前までに抹消すること。ただし、補助事業者が当該施設整備を目的として購入した土地に係る抵当権については、抹消しなくても差し支えない。なお、改修については、福祉医療機構以外の抵当権等が設定されている場合は、所轄庁の承認を証明する書類を添付すること。	適・否	・抵当権（有（抹消予定（有・無））・無） ・根抵当権（有（抹消予定（有・無））・無） ・抹消予定時期（令和 年 月）	・抵当権又は根抵当権が設定されている場合には、協議書提出時に、内示前までに抹消することを記載した「（根）抵当権抹消確約書」（（根）抵当権者の記名押印があるもの）を添付すること。
4 本補助事業に係る事業費として、充当可能な自己資金は、原則として直近の決算書の貸借対照表における「現金預金等」と「次期繰越活動増減差額等」を比較して少ない方の額から、既存施設の運営資金（資金収支計算書の「事業活動収入計」の12分の1）を控除した額を上限とする。	適・否	・充当可能自己資金額 円 ・充当額 円	・本補助事業に係る事業費とは、用地費、整備費、運転資金及び法人事務費をいう。 ・「現金預金等」とは、現金預金、有価証券及び取崩し可能な積立資産をいう。 ・「次期繰越活動増減差額等」とは、次期繰越活動増減差額及び取崩し可能な積立金をいう。